令　和　７　年　度

（２０２５年度）

平塚市特別会計・公営企業会計予算書

競輪事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議 案 第 26 号

令 和 7 年 度 平 塚 市 競 輪 事 業 特 別 会 計 予 算

令和7年度平塚市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41，454，000千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10，000，000千円と定める。

令和7年2月14日提出

平塚市長　　落 合　克 宏

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 競輪事業収入		41,143,824
	1 競輪事業収入	41,143,824
2 財産収入		10,176
	1 財産運用収入	10,176
3 繰越金		300,000
	1 繰越金	300,000
歳　入　合　計		41,454,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 競輪事業費		41,438,500
	1 競輪事業費	41,438,500
2 諸支出金		500
	1 地方公共団体金融機構納付金	500
3 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳　出　合　計		41,454,000

（競輪事業特別会計）

国民健康保険事業特別会計予算

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

議 案 第 27 号

令 和 7 年 度 平 塚 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

令和7年度平塚市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24，753，000千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。

令和7年2月14日提出

平塚市長　　落 合　克 宏

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 国民健康保険税		5,193,129
	1 国民健康保険税	5,193,129
2 一部負担金		20
	1 一部負担金	20
3 使用料及び手数料		30
	1 手数料	30
4 国庫支出金		110
	1 国庫補助金	110
5 県支出金		17,339,926
	1 県補助金	17,339,926
6 財産収入		705
	1 財産運用収入	705
7 繰入金		2,053,181
	1 他会計繰入金	2,053,181
8 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
9 諸収入		65,899
	1 延滞金、加算金及び過料	30,010
	2 雑入	35,889
歳　入　合　計		24,753,000

（国民健康保険事業特別会計）

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総務費		575,249
	1 総務管理費	506,612
	2 徴税費	67,913
	3 運営協議会費	724
2 保険給付費		17,097,227
	1 療養諸費	14,852,893
	2 高額療養費	2,162,106
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	62,527
	5 葬祭諸費	19,300
	6 傷病手当金	201
3 国民健康保険事業費納付金		6,789,891
	1 医療給付費分	4,534,281
	2 後期高齢者支援金等分	1,682,224
	3 介護納付金分	573,386
4 保健事業費		247,928
	1 保健事業費	33,250
	2 特定健康診査等事業費	214,678
5 基金積立金		705
	1 基金積立金	705
6 諸支出金		41,900
	1 償還金及び還付加算金	41,900
7 予備費		100
	1 予備費	100
歳　出　合　計		24,753,000

第2表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　間	限 度 額
国民健康保険税督促状封入封緘等業務委託料 （　令　和　7　年　度　分　）	令和8年度	462
特 定 保 健 指 導 支 援 業 務 委 託 料 （　令　和　7　年　度　分　）	令和8年度から 令和9年度まで	7,950

水産物地方卸売市場事業特別会計予算

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

議 案 第 28 号

令和7年度平塚市水産物地方卸売市場事業特別会計予算

令和7年度平塚市の水産物地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27，600千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

令和7年2月14日提出

平塚市長　　落 合　克 宏

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 使用料及び手数料		5,030
	1 使用料	5,030
2 繰入金		22,320
	1 他会計繰入金	22,320
3 繰越金		250
	1 繰越金	250
歳　入　合　計		27,600

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総務費		27,500
	1 施設管理費	27,500
2 予備費		100
	1 予備費	100
歳　出　合　計		27,600

（水産物地方卸売市場事業特別会計）

介護保険事業特別会計予算
及び予算に関する説明書

議 案 第 29 号

令 和 7 年 度 平 塚 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算

令和7年度平塚市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24，957，000千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

令和7年2月14日提出

平塚市長　　落 合　克 宏

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 保険料		5,407,326
	1 介護保険料	5,407,326
2 国庫支出金		5,317,934
	1 国庫負担金	4,237,441
	2 国庫補助金	1,080,493
3 支払基金交付金		6,430,757
	1 支払基金交付金	6,430,757
4 県支出金		3,501,505
	1 県負担金	3,335,676
	2 県補助金	165,829
5 繰入金		4,272,407
	1 一般会計繰入金	3,819,874
	2 基金繰入金	452,533
6 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
7 諸収入		22,882
	1 延滞金、加算金及び過料	270
	2 雑入	22,612
8 財産収入		3,189
	1 財産運用収入	3,189
歳　入　合　計		24,957,000

（介護保険事業特別会計）

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総務費		524,012
	1 総務管理費	313,606
	2 徴収費	21,620
	3 介護認定審査会費	188,337
	4 運営協議会費	449
2 保険給付費		23,322,548
	1 介護サービス等諸費	22,279,964
	2 その他諸費	19,273
	3 高額介護サービス等費	669,087
	4 特定入所者介護サービス等費	354,224
3 地域支援事業費		1,085,173
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	504,996
	2 一般介護予防事業費	48,662
	3 包括的支援事業費	490,781
	4 任意事業費	39,243
	5 その他諸費	1,491
4 諸支出金		21,078
	1 償還金及び還付加算金	4,850
	2 繰出金	16,228
5 基金積立金		3,189
	1 基金積立金	3,189
6 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		24,957,000

後期高齢者医療事業特別会計予算

及 び 予 算 に 関 す る 説 明 書

議 案 第 30 号

令 和 7 年 度 平 塚 市 後 期 高 齢 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算

令和7年度平塚市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5，289，000千円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表　債務負担行為」による。

令和7年2月14日提出

平塚市長　　落 合　克 宏

第 1 表　歳 入 歳 出 予 算

歳　入　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 後期高齢者医療保険料		4,125,728
	1 後期高齢者医療保険料	4,125,728
2 繰入金		988,711
	1 一般会計繰入金	988,711
3 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
4 諸収入		164,561
	1 延滞金、加算金及び過料	100
	2 償還金及び還付加算金	8,500
	3 雑入	155,961
歳　入　合　計		5,289,000

歳　出　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総務費		238,824
	1 総務管理費	238,824
2 後期高齢者医療広域連合納付金		4,815,057
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	4,815,057
3 保健事業費		225,619
	1 保健事業費	225,619
4 諸支出金		8,500
	1 償還金及び還付加算金	8,500
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳　出　合　計		5,289,000

（後期高齢者医療事業特別会計）

第2表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　項	期　間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書作成等業務委託料（令和８年度課税分）	令和8年度	197

病　院　事　業　会　計　予　算
及び予算に関する説明書

議 案 第31号

令和7年度平塚市病院事業会計予算

（総則）

第1条　令和7年度平塚市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条　業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)　病　床　数

ア　一 般 病 床	410床
イ　感染症病床	6床

(2)　年間患者数

ア　入 院 患 者	119，720人
イ　外 来 患 者	200，000人

(3)　一日平均患者数

ア　入 院 患 者	328人
イ　外 来 患 者	826人

(4)　主な建設改良事業

ア　資産購入費	879,286千円
イ　病院改良費	40,431千円

（収益的収入及び支出）

第3条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第1款　病　院　事　業　収　益	17,524,552千円
第1項　医　業　収　益	14,423,128千円
第2項　医　業　外　収　益	2,839,924千円
第3項　特　別　利　益	261,500千円

支　　出

第1款　病　院　事　業　費　用	18,326,413千円
第1項　医　業　費　用	17,745,204千円
第2項　医　業　外　費　用	191,572千円
第3項　特　別　損　失	387,637千円
第4項　予　備　費	2,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額　1，912，166千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収　　入

第1款　資本的収入	967,421千円
第1項　企業債	486,400千円
第2項　負担金	466,006千円
第3項　貸付金返還金	12,015千円
第4項　差入保証金返還金	3,000千円

支　　出

第1款　資本的支出	2,879,587千円
第1項　建設改良費	919,717千円
第2項　企業債償還金	934,410千円
第3項　他会計借入金償還金	1,000,000千円
第4項　差入保証金	5,000千円
第5項　職員貸付金	20,160千円
第6項　過年度返還金	300千円

（継続費）

第5条　継続費の総額及び年割額は、次のとおり定める。

（単位:千円）

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1　建設改良費	本館エアハンドリングユニット修繕事業	42,108	令和7年度	16,843
				令和8年度	25,265

（企業債）

第6条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位:千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　率	償還の方法
病　院 整備事業	486,400	普通貸借又は証券発行。なお、起債の全部又は一部を事業の進捗その他の都合により翌年度に繰越して起債することができる。	3.5%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

（一時借入金）

第7条　一時借入金の限度額は、1，000，000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第8条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費を、その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費　9,693,779千円

（2）交　際　費　500千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条　たな卸資産の購入限度額は、3，789，471千円と定める。

（重要な資産の取得及び処分）

第10条　重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種　類	名　　称	数　量
医療器械	FPD（フラットパネルディテクタ）	一 式
医療器械	セントラルモニタシステム	一 式
医療器械	IVR－CT	一 式
器械備品	無停電電源装置	一 式
器械備品	電子カルテバージョンアップ	一 式

令和7年2月14日提出

平塚市長　落 合　克 宏

下水道事業会計予算
及び予算に関する説明書

議案第３２号

令和７年度平塚市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和７年度平塚市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

１　処理区域内人口	254,544 人
２　主要な建設改良費	
（１）　管渠事業費	2,176,218 千円
（２）　ポンプ場事業費	402,457 千円
（３）　流域下水道建設費	170,086 千円
（４）　固定資産購入費	9,200 千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　公共下水道事業収益	7,879,660 千円
第１項　営業収益	5,425,100 千円
第２項　営業外収益	2,446,962 千円
第３項　特別利益	7,598 千円
第２款　農業集落排水事業収益	246,462 千円
第１項　営業収益	24,894 千円
第２項　営業外収益	221,558 千円
第３項　特別利益	10 千円

支　　出

第１款　公共下水道事業費用	7,875,706 千円
第１項　営業費用	7,313,588 千円
第２項　営業外費用	550,617 千円
第３項　特別損失	1,501 千円
第４項　予備費	10,000 千円
第２款　農業集落排水事業費用	246,462 千円
第１項　営業費用	214,962 千円
第２項　営業外費用	26,100 千円
第３項　特別損失	400 千円
第４項　予備費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,318,562千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額197,991千円、過年度分損益勘定留保資金2,120,571千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款　公共下水道事業資本的収入	3,338,731 千円
第１項　企業債	2,244,100 千円
第２項　他会計出資金	486,797 千円
第３項　他会計負担金	69,873 千円
第４項　分担金及び負担金	22,503 千円
第５項　国庫補助金	515,458 千円
第２款　農業集落排水事業資本的収入	47,539 千円
第１項　他会計出資金	47,539 千円

支　　出

第１款　公共下水道事業資本的支出	5,607,022 千円
第１項　建設改良費	2,924,022 千円
第２項　企業債償還金	2,583,000 千円
第３項　投資	100,000 千円
第２款　農業集落排水事業資本的支出	97,810 千円
第１項　建設改良費	7,810 千円
第２項　企業債償還金	90,000 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
排水設備水洗化改造資金として融資した金融機関に対する損失補償（令和７年度設定分）	令和７年度から令和12年度まで	融資残高並びにこれに付帯する利息の合計額

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　率	償　還　の　方　法
公共下水道事業	1,865,800	普通貸借又は証券発行。 事業の進捗その他の都合により翌年度に繰越して起債することができる。	3.5%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	223,700			
流域下水道事業	154,600			

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（１）　営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（１）　職員給与費　417,800 千円

（他会計からの補助金）

第１０条　下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、109,868千円である。

令和７年２月１４日提出

平塚市長　落　合　克　宏